

国際シンポジウム「知的財産をめぐる 政策形成過程と法」レポート

劉 曉 倩

(北海道大学大学院法学研究科
グローバル COE 研究員)

2009年1月30日(金)・31日(土)、国際シンポジウム「知的財産をめぐる政策形成過程と法—Intellectual Property Policy Making Process and Law—」が本学にて開催された。

今回のシンポジウムは、本拠点の前身である21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」が提出した、政策形成過程に目を向けての知的財産法の制度設計や解釈を如何に構築すべきかという問題意識から、公共選択論の成果を知的財産法制度に応用する研究を進めている、ストックホルム大学のAntonina Bakardjieva Engelbrekt教授を招聘して挙行された。同教授に加え、本学大学院法学研究科からは、田村善之教授(本拠点リーダー・情報法政策学研究センター長)、李ナリ客員准教授(フィンランド・ヨエンスウ大学法律・経済・経営管理学部特別研究員)およびBranislav Hazucha特任助教によりそれぞれ報告が行われた。すべての報告の後、パネリストおよびフロアから活発なディスカッションがなされた。以下では、シンポジウムの概要をまとめる。

第1日目の午前セッションでは、Engelbrekt教授より、「WTO Panels and Their Role for IP Governance」とのタイトルで報告が行われた。同教授は、まず、ヨーロッパにおいてすでに発展を遂げてきたマルチレベル・ガバナンス理論の運用状況およびその研究背景とする二つの制度論、すなわち「比較制度論」“Institutional Choice”(Neil Komesar, 1994)および「歴史的制度論」“Historical Institutionalism”(Douglass North, 1990)を紹介した。それを踏まえたうえで、GATT時代における紛争解決の歴史の変遷を概観し、現在のWTO紛争解決制度の構造、その主要な特徴および役割について包括的に解説した。WTO紛争解決制度の最大の特徴としては、加盟国

間の紛争につきパネルの設置がWTO紛争解決機関（DSB）に対して要請される場合、DSBは、パネルを設置しないことについて全体のコンセンサスがない限り、パネルの設置の決定を行わなければならない、また、紛争の当事国は、パネルが下した判断に不服がある場合、更に上級委員会に申立てることができるという点にあり、特に、IP関連紛争については、パネルまたは上級委員会の最終報告書は、TRIPs規定に関する実体的解釈を示すものとして、IP分野の加盟国の国内裁判所あるいはヨーロッパ司法裁判所により参酌されているということが注目されると指摘した。

午後セッションでは、ひきつづきEngelbrekt教授より「Copyright from an Institutional Perspective: Actors, Interests, Stakes and the Logic of Participation」とのタイトルで、決定プロセス（市場、政治、司法、行政のプロセス）への参加をキーとする比較制度論と歴史的制度論を組み合わせた手法を用いて、近時の著作権法の形成過程を分析する報告が行われた。報告後の議論では、決定プロセスの中に更に決定プロセスが存在しており、実証分析においてはその分析の単位にも着目すべきであること、この分析が規範的な制度を浮かび上がらせるものではなく（ただし多面的であればあるほどよいという点のみ規範的である）、その意味で特定の制度を念頭に置いて制度設計するというメカニズムデザインとは異なること等のコメントがあった。なお、報告の基礎となった同教授による論文が本誌第22号および本号に掲載されているので、そちらも参照されたい。

そして、第2日目の第1報告として、田村教授より、「知的創作物の未保護領域という思考形式の陥穽」とのタイトルで報告がなされた。田村教授は、知的創作物の未保護領域というよく語られる思考方法に対して疑問を呈し、インターネット上のプログラムの送信について、送信方法の発明と観念すれば無体物となり、プログラムを著作物とみたうえでその送信と捉えれば行為となるという例にたとえて、無体物といってもそれは人の行為に過ぎず、なにをもって無体「物」と捉えるのかということは人工的なフィクションに過ぎないと指摘した。ゆえに、知的創作物の保護といっても人の行為を規制しているに止まり、人の行為のなかで何を無体物と観念して規制の連結点とするのかということは制度目的にしたがって自由に決

めることができるとし、財産権という制度を設けた場合にそれが当該制度の維持に固執する組織を生成すること（Douglass North）、他方で、市場も立法、行政、司法と並ぶ参加の一形態であること（Neil Komesar）に鑑みれば、このような人の行為の規制に対するフィクションは、その意味で何者にも支配されずに“Decision Making”がなされる市場（Friedrich Hayek）を活用したうえで、行為を規制する側面が相対的に弱い、市場におけるインセンティブ支援型の知的財産法が望ましい旨を提唱するとの見解が示された。

つづいて、李准教授からは、「Applying Institutional Choice Theory to Patent Right—The Case of Patentable Subject Matter Debate」とのタイトルで、前日のEngelbrekt教授および田村教授の報告を受け、彼らの報告に呼応する形で、特許適格対象に関する法政策の策定を制度論の観点から論じる報告がなされた。すなわち、複数の制度が権利の設定や確定・執行に深く関わっているため、特許の政策決定および立法は比較制度分析より得られるものが多い法分野の一つであるが、しかしながら、そのような分析から規範的な助言を得る際には、制度選択分析の適用されるコンテキストが重要になるという指摘がなされた。Engelbrekt教授は、Douglass Northの歴史的制度論を採用し、特定の制度調整の経路依存性を明らかにすることによって、そのコンテキストが与えられうることを論証した。一方、李准教授は、現行の法や政策が特定の制度選択の結果、どのように形成されたかを分析することによって、そのコンテキストは得られるかも知れないと指摘した。本報告は、田村教授が特定する特許政策の4つの制度を活用しながら、特許可能な対象に関する政策議論における制度選択を比較するものであった。

最後に、Hazucha助教からは、「Freedom to Innovate and Copyright Protection: A Role of Social Norms in the Regulation of New Technologies」とのタイトルで、新しい技術の規制に対する社会規範の意義に関する報告が行われた。デジタル・ネットワーク技術は、著作物の複製と頒布のコストを大幅に減少させ、その結果、コンテンツ・プロバイダーと技術プロバイダーとの関係に関する旧来の議論が再開されることとなり、著作権保護に関す

る技術プロバイダーの役割はどのようなものであるべきかという疑問が提示された。同報告は、複数の国におけるP2Pネットワークと個別の訴訟に関する白熱した議論を分析するものである。P2Pネットワーク上で蔓延している著作権侵害の抑圧や抑止のみに焦点を当てた、現在主張されている解決策には一つの欠点がある。すなわち、この解決策は新しい技術の規制における社会規範の役割を軽視しているのであり、このような解決策は規制対象に向けた十分な表現力を欠いているため、実行することは困難であり、法の役割は、執行者としての機能を果たすことだけではないと指摘された。Hazucha助教は、特別な場所に確認者を配置することも法の役割であり、利害が対立する関係者間の公正で公平なバランスを取る法とは、当該関係者間の相互の信頼を構築・維持し、規制される者に向けた十分な説得力を持つものでなければならないことを唱えた。

なお、今回のシンポジウムは、Engelbrekt教授と李ナリ准教授との連携により実現したものであり、今後4年以上にわたるグローバルCOEプログラムの知的財産法分野における研究の方法論を定めるものとして大きな意義を有するものになった。また、クリエイティブ・コモンズ・インターナショナルのCatharina Maracke弁護士をはじめ、外部からも多数の方々にご参加いただき、そして、シンポジウムの当日は、九州大学大学院法学研究院小島立准教授および、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程青柳由香氏に的確な英日逐次通訳のご協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。